

令和8年度

若竹幼稚園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	学校法人補陀学園
代表者氏名	理事長 山村伊津子
所 在 地	静岡市清水区蜂ヶ谷 443 番地
法人設立年月日	昭和 46 年 12 月 23 日
寄付行為の目的に 定めた事業	幼保連携型認定こども園及び幼稚園の運営 一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに、保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営方針	①建学の精神に基づき、地域の幼少年教育の中心として、最善の「教育及び保育」を地域の子どもたちに提供することを目指す。 ②愛情深く創造性豊かで、未来の世界を担う能力と自立した精神を持つ人間を育てる。 ③保護者に対する子育て支援を行う。

3 施設の概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	若竹幼稚園
開 設 年 月 日	幼稚園：昭和 47 年 4 月 1 日 認定こども園：平成 27 年 4 月 1 日
施 設 の 所 在 地	静岡市清水区蜂ヶ谷 443
連 絡 先	電話番号 054-367-1696 F A X 054-367-1695
事 業 所 番 号	2204-102271-3
管 理 者	園長 山村伊津子
利 用 定 員	満3歳以上の児童【1号】 75人 満3歳以上の児童【2号】 45人 満1歳以上満3歳未満の児童【3号】 30人 満1歳未満の児童【3号】 15人
職 員 数	31人（令和6年9月1日現在）
嘱 託 医	諏訪医院 諏訪一郎 TEL 054-366-1869 タムラ歯科医院 田村史之 TEL 054-364-8244

4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	1号認定園児（教育標準時間認定） 月曜日から金曜日まで	
	2号3号認定園児 月曜日から土曜日まで 園長が必要と認める場合は、変更することができる。 以下の項目についても同様とする。	
教育・保育を提供する時間	休園日	日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
	1号認定園児については、以下の日も休園とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・春季休業 3月21日から4月7日まで ・夏季休業 7月20日から8月31日まで ・冬季休業 12月27日から1月7日まで
教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定	午前9時30分から午後2時まで
	保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの範囲内で延長保育を実施。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	5811.0 m ²	
建物	構造	鉄骨造一部RC造2階建	
	延床面積	2286.77 m ²	
主な施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室	14室	735.45 m ²
	遊戯室（体育館）	1室	350.40 m ²
	職員室	1室	69.42 m ²
	調理室	1室	57.37 m ²
	図書室	1室	31.17 m ²
	子育て支援室	1室	42.92 m ²
		室	m ²

本園では「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡市条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和7年4月1日現在）

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	幼稚園教諭、保育士		
教頭	1人	幼稚園教諭、保育士		
保育教諭	16人	幼稚園教諭、保育士	5人	幼稚園教諭、保育士
看護師	0人	看護師		
その他	1人	保育補助	2人	子育て支援員
栄養士	1人	栄養士（委託業者）	0人	
調理員	0人		3人	調理師（委託業者）
運転手			1人	大型運転免許

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

（1）教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

（2）毎日の教育・保育の流れ

【1号認定園児】

① 平常保育の日（月・火・水・木・金）

8:30 登園（園服、帽子、カバン）先生とごあいさつ

体操着に着替えて、好きなところで好きなお友達と遊ぶ。

*9:20 までには登園してください。

9:40 朝の集まり みんなでごあいさつ、給食の数調べ、体操

10:00 遊びを中心とした、ねらいを持った保育活動

11:30 ごろ昼食（時間はクラスや保育の予定により異なります）

食後 好きな遊びをする。

降園準備

14:00 コース別に降園

② 半日保育（給食なしの日） 11:00 降園

1号園児は、半日保育の場合があります。土曜日は休園日です。

【2号3号認定園児】

7:30 順次登園 2歳児以上は8:30以降1号園児と同じ

1号園児の帰宅後は、1号預かり保育の園児とともに降園まで過ごします。

お昼寝

15:00 おやつ 順次降園

0, 1 歳児は、上記スケジュールに準じて、それぞれのペースで過ごします。

<その他の予定>

英語教室(年中年長) 月 2 回程度、年間予定による

体育教室(3 歳児以上) 月 2 回程度、年間予定による

スイミング教室(3 歳児以上) ビックエススポーツクラブにて、年間計画による

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。 *医師の診断によります。

(4) 健康診断

①健康診断

年 2 回、嘱託医が検診します。結果は随時お知らせします。

②身体測定

毎月 1 回、身長・体重の測定をします。結果はカードに記載しお知らせします。

(5) その他

①子育て支援事業の実施。

未就園児に対する親子教室、プレスクール、子育て講演会、コンサートなど、随時お知らせします。

②一時預かり保育の実施

満 1 歳以上の未就園児を対象に一時保育を実施します。

8 保育料、諸費用他 (4月2日時点の年齢)

(1) 静岡市の定める利用者負担額

支給認定を受けた市が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

(2) 園の定める特定負担額

教育・保育の質の向上に必要な費用をお支払いいただきます。

費用の種類	納付額	徴収の理由
施設設備費	0・1歳児 入園時 10,000円	施設設備の整備とその準備
	2歳進級時 30,000円	
	2・3歳児 入園時 40,000円	
	4, 5歳児 入園時 35,000円	
教育保育充実費	月額 5,000円	教育・保育の充実、質向上

(3) 上記以外の諸費用

(1) (2) に掲げる保育料のほか、下記費用を負担していただきます。

給食費は一部免除になる場合があります。(静岡市の認定によりますので、ご不明な点は静岡市にお問い合わせください。)

項目	対象年齢	金額	
給食費	1号園児	月額	5,100円
	2号園児		8,900円(免除の場合1,530円)
絵本代	2～5歳児	月額	400円程度
道具代	0・1歳児	年額	500～3,000円程度
	2～5歳児	年額	10,000円程度
被服費	全園児	年額	3,000～30,000円程度
バス代	バス利用者	月額	5,000円
卒園積立金	5歳児	月額	1,000円

※ 上記のほか、園外保育(遠足)の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

また、父母の会の会費として別途600円いただきます。

(4) 在園児 預かり保育、延長保育料

対象	時間	料金
教育標準時間認定 (1号園児)	午前7時30分から午前8時30分まで	100円/30分
	午後2時から午後3時まで	
	午後3時から午後4時まで(おやつ込み)	日額 250円
	午後4時から午後6時30分まで	100円/30分
	土曜日及び長期休業中(8:30～16:00)	日額 1,200円
保育短時間認定 (2号3号園児)	午前7時30分から午前8時30分まで	100円/30分
	午後4時30分から午後6時30分まで	

(5) 在園児以外の一時保育料

対象	時間	料金
0～2歳児	4時間以内	日額 2,200円
	4時間以上	日額 4,200円
3歳児以上	4時間以内	日額 1,400円
	4時間以上	日額 2,400円

9 支払方法

毎月の保育料他

清水銀行 口座振替払（引落日：毎月10日頃 年間計画による）

それ以外 現金払い

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 利用料が3か月以上未納になったとき。
- (4) 保護者、園児、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員その関係者又は他の園児に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険、傷害保険の加入

- ① 本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
保険の種類	幼稚園賠償責任保険
保険の内容	1事故につき 10億円
	1名につき 5億円

- ② 園児は独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」に加入します。

13 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：清水消防署
---------	-----------

	届 出 日：平成 28 年 12 月 防火管理者：園長 山村伊津子
防災設備	自動火災報知機、スプリンクラー、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月 1 回実施

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 山村伊津子
-------------	----------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	園長 山村伊津子
苦情受付担当者	秋山 友美
第三者委員	滝井暎枝 (364-0258) 平井吉也 (366-2036)
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。

16 個人情報使用について

(1) 関係法令・ガイドライン等の遵守

当法人は、個人情報保護法その他の法令及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」その他のガイドラインを遵守して、個人データの適正な取り扱いを行います。

(2) 利用目的

当法人は、個人情報について、以下に記載する利用目的の範囲内で利用いたします。

- 保護者さまからのお問合せや資料請求などに対応するため
- 刊行物などの発送作業のため
- 当法人または提携先で取り扱っているサービス等に関する情報の提供のため
- 当法人の運営するブログへの掲載や取材時の報道機関に対する提供のため
(但し、園児の写真掲載に限り、園児の氏名等の他の個人情報は掲載しません。)
- 小学校への円滑な移行・接続を図る目的での入学予定の小学校との情報共有
- 他園に転園する場合や兄弟姉妹が他園に在籍する場合などの必要な連絡調整のため
- 緊急時、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うため
- 行政から事務の遂行のため求められた場合には、必要な情報提供を行うため
- 会計監査上の確認作業のため
- その他当法人の事業に付帯・関連する事項のため

(3) 安全管理措置に関する事項

当法人は、個人情報に対する責任体制を明確にし、権限のないものによる個人情報

の取り扱い（アクセス）を禁じ、個人情報の紛失・破壊・改竄・漏洩を防止することに努め、適切かつ合理的な安全対策を講じます。

また、当法人は、個人情報に関する法令及びその規範を遵守するよう、職員教育を徹底し、委託先に対しても必要かつ適切な監督を行います。

（４）個人情報の第三者提供について

当法人は、以下のいずれかに該当する場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供いたしません。

保護者さまから事前にご同意をいただいた場合

- 利用目的の達成に必要な範囲内において外部委託した場合
- 法令に基づき提供を求められた場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、保護者さまの同意を得ることが困難である場合
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、保護者さまの同意を得ることが困難である場合
- 幼稚園のホームページ等の広報や新聞テレビの取材等で、園児の写真や動画を掲載する場合（氏名、住所などの情報を載せることはございません。写真等の掲載を希望しない場合は、入園願書提出時にお申し出ください。）
- 小学校への円滑な移行・接続を図る目的での入学予定の小学校との情報共有を行う場合
- 他園に転園する場合や兄弟姉妹が他園に在籍する場合などの必要な連絡調整を行う場合
- 緊急時、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う場合
- 国または地方公共団体などが法令の定める事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、保護者さまの同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

（５）ご質問及びご苦情の窓口

当法人における個人データの取り扱いに関するご質問やご苦情に関しては、下記の窓口にご連絡ください。

①住所

〒424-0003 静岡県清水区蜂ヶ谷 443

学校法人補陀学園 若竹幼稚園

②電話番号 054-367-1696

③受付時間 月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）

9時30分～12時、13時～16時30分

（６）保有個人データの開示等に関する手続

保護者様からの請求により、当法人が保有個人データに関する利用目的の通知、開

示、訂正等、利用停止等及び第三者提供の停止（以下、「開示等」といいます。）をする場合の手続は以下のとおりとします。

① 当法人における保有個人データの開示等の請求窓口及び保有個人データの取扱いに関する苦情の相談窓口は上記（５）のとおりです。

② 請求・相談窓口への郵送

以下の書類を封入して上記（５）の窓口にご郵送ください。

・「保有個人データ開示等請求書」

・本人確認書類

A 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（個人番号の記載された面は送付しないでください。）等の官公庁が発行した顔写真付き証明書の写し・・・１点のみ

B 健康保険被保険者証、年金手帳等の官公庁が発行した顔写真のない証明書の写し・・・２点の送付をお願いいたします。

・手数料

１件のご請求につき、次の手数料相当額の郵便切手を同封してください。

A 開示請求

事務手数料（１件当たり）５００円、写しを交付する場合はコピー代（白黒コピーの場合１枚１０円、カラーコピーの場合１枚３０円）

別途送料（簡易書留料金）

B 利用目的の通知、訂正等、利用停止等請求

簡易書留料金 １１６０円

③ ご請求に応じられない場合

当法人指定の請求書類をご郵送いただいていない場合や、ご本人の確認資料が不足している場合など、本重要事項説明書に定める手続に沿わないものと認められる場合には、請求を受理することができません。

1 施設運営者

名 称	学校法人補陀学園
代表者氏名	理事長 山村伊津子
所 在 地	静岡市清水区蜂ヶ谷 443 番地
電 話 番 号	054-367-1696
法人設立年月日	昭和 46 年 12 月 23 日
寄付行為の目的に 定めた事業	幼保連携型認定こども園及び幼稚園の運営 一時預かり事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに、保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営方針	①建学の精神に基づき、地域の幼少年教育の中心として、最善の「教育及び保育」を地域の子どもたちに提供することを目指す。 ②愛情深く創造性豊かで、未来の世界を担う能力と自立した精神を持つ人間を育てる。 ③保護者に対する子育て支援を行う。

3 施設の概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園		
施 設 の 名 称	若竹こどもの森		
開 設 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日		
施 設 の 所 在 地	静岡市葵区瀬名川 3 丁目 7-18		
連 絡 先	電話番号	054-277-9308	
	F A X	054-277-9309	
事 業 所 番 号	2204-102271-3		
管 理 者	園長 山村弘学		
利 用 定 員	満3歳以上の児童【1号】	3人	
	満3歳以上の児童【2号】	48人	
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	30人	
	満1歳未満の児童【3号】	12人	
職 員 数	14人		
嘱 託 医	高部こどもクリニック 佐藤博司	TEL	054-348-5800
	高良歯科.小児歯科医院 高良一之	TEL	054-655-7400

4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	1号認定園児(教育標準時間認定) 月曜日から金曜日まで 2号3号認定園児 月曜日から土曜日まで 園長が必要と認める場合は、変更することができる。 以下の項目についても同様とする。 休園日 日曜日及び国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日) 1号認定園児については、以下の日も休園とする。 ・春季休業3月21日から4月7日まで ・夏季休業7月20日から8月31日まで ・冬季休業12月27日から1月7日まで	
教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定	午前9時30分から午後2時まで
	保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの範囲内で延長保育を実施。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積		1686.27 m ²
建物	構造		鉄骨造2階建
	延床面積		893.58 m ²
主な施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室	6室	279.60 m ²
	遊戯室(一時預かり室)	1室	132.81 m ²
	職員室	1室	55.87 m ²
	調理室	1室	33.95 m ²
	子育て支援室	1室	23.56 m ²
		室	m ²

本園では「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年静岡市条例第107号。以下「市条例」という。)の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和7年4月1日現在）

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	幼稚園教諭、保育士		
副園長		幼稚園教諭、保育士		
教頭	1人	幼稚園教諭、保育士		
保育教諭	15人	幼稚園教諭、保育士	4人	幼稚園教諭、保育士
栄養士	1人	栄養管理士		
調理員		調理師(兼任)	3人	
事務員			1人	
その他				

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の教育・保育の流れ

【2号3号認定園児】

7:30 順次登園（帽子、カバン）先生とあいさつ

体操着になり、8:30まで早番のお部屋でお友達と遊ぶ。

8:30 各保育室に移動

*9:20までには登園してください。

ごあいさつ、体操（子どもの遊びの状況による）

10:00 遊びを中心とした、ねらいを持った保育活動

11:30 ごろ昼食（時間はクラスや保育の予定により異なります）

食後 好きな遊びをする。

お昼寝

15:00 おやつ 順次降園

0. 1歳児は上記スケジュールに準じてそれぞれのペースで過ごします。

【1号認定園児】

① 平常保育の日（月・火・水・木・金）

8:30 登園（帽子、カバン）先生とあいさつ

体操着になり好きなところで好きなお友達と遊ぶ。

9:20までには登園してください。

ごあいさつ体操（子どもの遊びの状況による）

10:00 遊びを中心とした、ねらいを持った保育活動

11:30 ころ 昼食後、食後自由遊び

14:00 降園 土曜日は休園日です

<その他の予定>

英語で遊ぼう(年中年長) 月2回程度、年間予定による

きのいい羊達(年少以上) 月2回程度

スイミング教室(年少以上) ビッグエススポーツクラブにて年間計画による

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。 *医師の診断によります。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、随時お知らせします。

②身体測定

毎月1回、身長・体重を測定。結果はカードに記載しお知らせします。

(5) その他

①子育て支援事業の実施。

未就園児に対する親子教室、プレスクール、子育て講演会、コンサートなど、随時お知らせします。

②一時預かり保育の実施

満1歳以上の未就園児を対象に一時保育を実施します。

8 保育料、諸費用他 (4月2日時点の年齢)

(1) 静岡市の定める利用者負担額

支給認定を受けた市が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

(2) 園の定める特定負担額

教育・保育の質の向上に必要な費用をお支払いいただきます。

費用の種類	納付額	徴収の理由
施設設備費	0・1歳児 入園時 10,000円	施設設備の整備とその準備
	2歳進級時30,000円	
	2・3歳児 入園時 40,000円	
	4, 5歳児 入園時 35,000円	
教育保育充実費	月額 5,000円	教育・保育の充実、質向上

(3) 上記以外の諸費用

(1) (2) に掲げる保育料のほか、下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
給食費	2号園児	月額	8,900円(免除の場合1,530円)
	1号園児	月額	5,100円(免除の場合1,530円)
絵本代	2～5歳児	月額	400円程度
道具代	0・1歳児	年額	500～3,000円程度
	2～5歳児	年額	10,000円程度
被服費	全園児	年額	3,000～20,000円程度
卒園積立金	5歳児	月額	1,000円

※ 上記のほか、園外保育(遠足)の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

また、父母の会の会費として別途600円いただきます。(全園児)

(4) 在園児 預かり保育、延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定 (2号3号園児)	午前7時30分から午前8時30分まで	30分100円
	午後4時30分から午後6時30分まで	
教育標準時間認定 (1号園児)	午前7時30分から午前8時30分まで	30分100円
	午後2時から午後3時まで	日額250円
	午後3時から午後4時まで(おやつ込み)	30分100円
	午後4時から午後6時30分まで	日額1200円
	土曜日及び長期休業日(8:30～16:00)	日額1200円

(5) 在園児以外の一時保育料

対象	時間	料金
0～2歳児	4時間以内	日額 2,200円
	4時間以上	日額 4,200円
3歳児以上	4時間以内	日額 1,400円
	4時間以上	日額 2,400円

9 支払方法

毎月の保育料他

清水銀行 口座振替払（引落日：毎月5日頃 年間計画による）

それ以外 現金払い

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 利用料が3か月以上未納になったとき。
- (4) 保護者、園児、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員その関係者又は他の園児に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険、傷害保険の加入

- ① 本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
保険の種類	幼稚園賠償責任保険
保険の内容	1事故につき 10億円 1名につき 5億円

- ②園児は独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」に加入します

13 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：静岡市消防担当署 届出日：令和7年1月 防火管理者：園長 山村弘学
防災設備	自動火災報知機、スプリンクラー、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 山村弘学
-------------	---------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	園長 山村弘学
苦情受付担当者	教頭 望月紫生
第三者委員	鈴木正宏 TEL054-261-5529 携帯 080-3480-1665 滝井暎枝 TEL054-364-0258
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。

16 個人情報使用について

(1) 関係法令・ガイドライン等の遵守

当法人は、個人情報保護法その他の法令及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」その他のガイドラインを遵守して、個人データの適正な取り扱いを行います。

(2) 利用目的

当法人は、個人情報について、以下に記載する利用目的の範囲内で利用いたします。

保護者さまからのお問合せや資料請求などに対応するため

刊行物などの発送作業のため

当法人または提携先で取り扱っているサービス等に関する情報の提供のため

当法人の運営するブログへの掲載や取材時の報道機関に対する提供のため

(但し、園児の写真掲載に限り、園児の氏名等の他の個人情報は掲載しません。)

小学校への円滑な移行・接続を図る目的での入学予定の小学校との情報共有

他園に転園する場合や兄弟姉妹が他園に在籍する場合などの必要な連絡調整の為

緊急時、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うため

行政から事務の遂行のため求められた場合には、必要な情報提供を行うため

会計監査上の確認作業のため

その他当法人の事業に付帯・関連する事項のため

(3) 安全管理措置に関する事項

当法人は、個人情報に対する責任体制を明確にし、権限のないものによる個人情報の取り扱い（アクセス）を禁じ、個人情報の紛失・破壊・改竄・漏洩を防止することに努め、適切かつ合理的な安全対策を講じます。

また、当法人は、個人情報に関する法令及びその規範を遵守するよう、職員教育を徹底し、委託先に対しても必要かつ適切な監督を行います。

(4) 個人情報の第三者提供について

当法人は、以下のいずれかに該当する場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供いたしません。

保護者さまから事前にご同意をいただいた場合

利用目的の達成に必要な範囲内において外部委託した場合

法令に基づき提供を求められた場合

人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、保護者さまの同意を得ることが困難である場合

公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、保護者さまの同意を得ることが困難である場合

幼稚園のホームページ等の広報や新聞テレビの取材等で、園児の写真や動画を掲載する場合（氏名、住所などの情報を載せることはございません。写真等を掲載を希望しない場合は、入園願書提出時にお申し出ください。）

小学校への円滑な移行・接続を図る目的での入学予定の小学校との情報共有を行う場合

他園に転園する場合や兄弟姉妹が他園に在籍する場合などの必要な連絡調整を行う場合

緊急時、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う場合

国または地方公共団体などが法令の定める事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、保護者さまの同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(5) ご質問及びご苦情の窓口

当法人における個人データの取り扱いに関するご質問やご苦情に関しては、下記の窓口にご連絡ください。

①住所

〒424-0003 静岡市清水区蜂ヶ谷 443

学校法人補陀学園 若竹幼稚園

②電話番号 054-367-1696

③受付時間 月曜～金曜（祝日年末年始は除く）

9時30分～12時13時～16時30分

(6) 保有個人データの開示等に関する手続

保護者様からの請求により、当法人が保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等及び第三者提供の停止（以下、「開示等」といいます。）をする場合の手続は以下のとおりとします。

- ① 当法人における保有個人データの開示等の請求窓口及び保有個人データの取扱いに関する苦情の相談窓口は上記（5）のとおりです。

② 請求・相談窓口への郵送

以下の書類を封入して上記（５）の窓口にご郵送ください。

・「保有個人データ開示等請求書」

・本人確認書類

A 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（個人番号の記載された面は送付しないでください。）等の官公庁が発行した顔写真付き証明書の写し・・・1点のみ

B 健康保険被保険者証、年金手帳等の官公庁が発行した顔写真のない証明書の写し・・・2点の送付をお願いいたします。

・手数料

1件のご請求につき、次の手数料相当額の郵便切手を同封してください。

A 開示請求

事務手数料（1件当たり）500円、写しを交付する場合はコピー代（白黒コピーの場合1枚10円、カラーコピーの場合1枚30円）

別途送料（簡易書留料金）

B 利用目的の通知、訂正等、利用停止等請求

簡易書留料金 1160円

③ ご請求に応じられない場合

当法人指定の請求書類をご郵送いただいていない場合や、ご本人の確認資料が不足している場合など、本重要事項説明書に定める手続に沿わないものと認められる場合には、請求を受理することができません